牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面

廃棄物処理法上の区分	処分の内訳	添付する資料

注1）牛せき柱管理ファイルの牛せき柱を処分した日ごとに添付します。

①

産業廃棄物 → 化製処理または焼却 → マニフェスト（D票）の写し、または、電子マニフェストシステム管理情報

※要領第3の4の(1)のエの(カ)のａに該当

注2）電子マニフェストシステム(JWNET)を利用して牛せき柱の処分を管理している場合はJWNETより提供される受渡確認票または照会結果一覧表を添付します。

産業廃棄物 → 自己焼却 → 牛せき柱焼却報告書（正本）

※要領第3の4の(1)のエの(カ)のｂに該当

注3）牛せき柱を分離した者自身が所有する施設において処分(焼却)する場合は廃棄物処理法施行令第６条第１項第２号イの産業廃棄物の処分の基準に従って行う必要があります。

注4）産業廃棄物の焼却設備は廃棄物処理法施行規則第１条の７に規定されています。要領別添４の別紙の焼却設備設置状況報告書でこの規定に適合していることを報告する必要があります。

※　ドラム缶焼却炉は対象となりません。

②

事業系一般廃棄物 注10） → 焼　却 → 手数料の領収書（写）

※要領第3の4の(1)のエの(カ)のｃに該当

注5）市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処理業の許可業者が発行したもの。

注6）牛せき柱を処分した日ごとの牛せき柱の重量が記載、または添付されたもの。

注7）有料ごみ処理券等については牛せき柱の適正処理に関する第３者の確認書又は写真等が添付されたもの。

焼　却 → 焼却証明書（正本）

領収書が発行されない場合

※要領第3の4の(1)のエの(カ)のｃに該当

注8）市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処理業の許可業者が発行したもの。

注9）牛せき柱を処分した日ごとの牛せき柱の重量が記載、または添付されたもの。

注10）　平成16年7月28日の環境省令により、一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物となった牛せき柱のみの収集または運搬を業として行う場合に限り、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になりました。
　なお、この場合にあっても、一般廃棄物となった牛せき柱の処分（焼却）については、市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処分業の許可業者において行う必要があります。

※ 要領とは「畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領」を指します。
副産物協会ホームページ（https://www.jlba.or.jp/sekichu/）で確認してください。